

吹田民主商工会 いんぷお め〜しょん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8160
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

消費税を5%に引き下げ

営業と生活を守れ!

副会長 岡崎 栄一郎

2月12日に開催された全国中小業者決起大会に吹田民商を代表して参加しました。会場は全国から1千人、大阪からは81人が集い、消費税を5%に減税しよう!という熱気に包まれました。消費税の5%への引き下げを求める署名は18万3千人分の署名が持ち寄られました。吹田からは59名の署名をもっていきました。全商連会長の太田義郎さんは主催者あいさつで「消費税の10%増税によって中小業者の営業と生活が壊されている。インボイスが導入されたら増々経営は成り立たなくなる。政府の施策による中小業の破壊だ」と述べられました。本場にその通りだと思いません。消費税を5%に引き下げ、複数税率とインボイス制度は廃止しかありません。今こそ民商の出番だと痛感しました。集会后はデモ行進に参加し、これまで以上に声を張り上げ「消費税を5%に引き下げよ!」と行きかう人々に訴えてきました。

吹田のまちに民商をアピール

2月16日に役員・事務局8名で拡大統一行動を取り組みました。JR吹田駅周辺の商店街やJR岸辺と阪急正雀駅周辺の商店街を訪問。約400枚のビラを配布。宣伝カーも周辺で運行しました。行動が終わってから参加者で感想を交流。訪問先の様子では「若い人とは話がしやすかった」「税理士に頼んでいるお店でも感じはよかった」と感想。商店街や町の様子では「お店の移転や閉店の張り紙が多かった」「買い物にきている高齢者が少ない。交通支援があればもっと人通りがよくなると思う」と話していました。吹南支部では役員・事務局2名で17日の夕方に飲食店などを中心に訪問行動を行いました。「消費税の申告が複雑になりましたけど大丈夫ですか?」とビラを配りながら対話。開業して2年目のお店では「新型コロナウイルスの影響でお客さんが減り始めている。大阪市内のインバウンドが減っている影響だ」と話していました。



伝言板

重税反対全国統一行動吹田集会(集団申告)

3月13日(金) 13時30分 吹田勤労者会館

記念講演 マイナナー制度の今後について(仮題)

北大阪総合法律事務所 名波大樹弁護士

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共におい!

2月の支部集会所が始まりました

吹南支部では申告書が作成できた女性の会員さん同士で経営交流。自己紹介もかねてお店のアピールなどもされていました。また建設関係の会員同士では消費税の一般課税と簡易課税のどちらがよいかについて交流されていました。山田支部では会員の店舗で昼の支部集会所を開催。毎年このお店で開催している支部集会所には飲食店の会員が多く集まります。ここでは申告書を作ったあと新型コロナウイルスの問題が話題に。影響で人の出足が減って売上も鈍ってきたとの声がありました。

新型コロナウイルス感染症対応緊急資金(続報)

2月17日から申し込みが始まり、取扱金融機関および実施期間が発表されました。

取扱金融機関…りそな銀行、池田泉州銀行、関西みらい銀行、紀陽銀行、京都銀行、徳島大正銀行、南都銀行、みなと銀行、尼崎信用金庫、永和信用金庫、大阪信用金庫、大阪シティ信用金庫、大阪商工信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、北おおさか信用金庫、近畿産業信用組合、中央信用組合、のぞみ信用組合 ※2月17日現在・順次指定中。

実施期間…2月17日(月)～2021年3月31日(水)

融資対象者…
府内において1年以上継続して事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者・個人事業者で、最近1か月の売上が前年同月に比して10%以上減少しているもの
資金の使途…運転資金・設備資金
融資限度額…
2億円のうち無担保8千万円(保証人なし・法人の場合は代表者)
※融資限度額から既存借入額を引いた額
返済期間…7年以内(据え置き1年以内)
利率…1.2%(固定)

※返済方法(元金均等、元利均等)は金融機関と調整
保証料…
無担保・年0.45～1.9% 有担保・年0.32～1.62%
相談窓口…大阪産業局よろず支援拠点、商工会・商工会議所など
保証割合…80%(責任共有制度)

食品栄養成分表示の義務化について

今年4月より加工食品の「食品栄養成分表示」が完全義務化されます。小規模事業者(※)が販売する食品については省略できるものとされていますが、小規模事業者に該当しないスーパーなどへ卸売をしている場合は省略できません。吹田民商が加盟する全商連は2016年10月に農民運動全国連合会(農民連)と「食の安全に関する協定」を結んでいます。今回の問題について、農民連食品分析センターと協議し、食品栄養成分の分析などについて、民商会員価格で対応してもらえなくなりました。対応が必要の方は民商までご相談ください。

※「消費税法において消費税を納める義務が免除される事業者」もしくは「中小企業基本法に規定する小規模企業者(おおむね常時使用する従業員の数が20人、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人)以下の事業者」